

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の届出について

特定工場（政令で定める施設）を設置している者は、公害の発生防止に自主的に取り組むための人的組織を設置するよう、法律で義務付けています。設置・解任にあたっては、届出が必要です。

I 法律の概要

1 対象の工場（特定工場）の種類

公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかで、以下の表の施設を設置する工場です。

施設の区分		
水質関係	有害物質(※1)を排出する汚水等排出施設(※2) (公害防止管理者法施行令別表第1参照)	排出水量(※3)が10,000m ³ 以上の工場に設置されているもの
		排出水量が10,000m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水(※4)を浸透させている工場に設置されているもの
	上記以外	排出水量が10,000m ³ 以上の工場に設置されているもの
		排出水量が10,000m ³ 未満の工場に設置されているもの (1,000 m ³ 未満のものは除く)
大気関係	一般粉じん発生施設	全ての施設(大気汚染防止法施行令別表第2)
騒音関係	騒音発生施設	機械プレス、鍛造機
振動関係	振動発生施設	液圧プレス、機械プレス、鍛造機

※1 有害物質：水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質

※2 汚水等排出施設：水質汚濁防止法施行令別表第1第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5～第71号の6に掲げる施設

※3 排出水量：1日あたりの平均的な公共用水域への排出水の量

※4 特定地下浸透水：地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの

2 公害防止管理者等の組織体系

法律が定める公害防止組織は、基本的には「一定規模以上の特定工場」と「その他の特定工場」に大別され、三種の職種（公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者）及びそれぞれの代理者（本人が何らかの理由で業務が遂行できない場合のため）で構成されます。それぞれの職務は下表のとおりです。

種 類	職 務	例 示
公害防止統括者	公害防止業務の統括管理する。	工場長
代理者	工場長等の職責にある人が適任。資格（後述）は不要。	副工場長
公害防止主任管理者	公害防止統括者の補佐し、公害防止管理者を指揮する。	部長
代理者	資格が必要。	副部長
公害防止管理者	公害発生施設又は公害防止施設の運転・維持・管理、燃料・	課長
代理者	原材料の検査等、技術的事項を管理する。 施設の直接の責任者が想定される。資格が必要。	係長

※上表のうち、太枠部分が佐賀市で届出を受付けるものとなります。（公害防止主任管理者は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の両方を設置する工場のみ設置義務が生じ、県で受付けています。）

3 公害防止管理者等の選任

種 類	選任の必要な要件	資格 ※1	選任期間
公害防止統括者	常時従業員が21名以上の工場において選任	不要	法対象工場となった日又は前任の統括者（代理者）が解任された日から30日以内
代理者			
公害防止管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の区分ごとに選任が必要（※1） ・同一人が複数の工場を兼務することは、一定の条件を満たす場合を除いて原則禁止 	要	法対象工場となった日又は前任の管理者（代理者）が解任された日から60日以内
代理者			

※1 公害防止管理者の種類と必要な資格（市関係分）

施設の種類や規模によって、必要な資格が決められています。公害防止管理者等の資格は、実務経験がなくても国家試験に合格すると資格を得ることができます。または、技術資格、学歴、実務経験のある方が資格認定講習を修了して、資格を取得する方法もあります。（⇒※2 資格の取得について をご参照ください）

公害発生施設の区分			公害防止管理者の種類	資格の種類 (下記のいずれかが必要)
水質	有害物質を排出する汚水等排出施設	排出水量が 10,000m ³ 以上の工場に設置されているもの	水質関係第1種	・水質関係第1種
		排出水量が 10,000m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水(※4)を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第2種	・水質関係第1,2種
	上記以外	排出水量が 10,000m ³ 以上の工場に設置されているもの	水質関係第3種	・水質関係第1,3種
		排出水量が 10,000m ³ 未満の工場に設置されているもの (1,000 m ³ 未満のものは除く)	水質関係第4種	・水質関係第1,2,3,4種
大気	一般粉じん発生施設	全ての施設 (大気汚染防止法施行令別表第2)	一般粉じん関係	・大気関係第1,2,3,4種 ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係
騒音	機械プレス	呼び加圧能力が 980 k N 以上	騒音・振動関係	・騒音・振動関係 ・騒音関係
	鍛造機	落下部分の重量が 1 t 以上のハンマー		
振動	液圧プレス	呼び加圧能力が 2941 k N 以上 (矯正プレスを除く)	騒音・振動関係	・騒音・振動関係 ・振動関係
	機械プレス	呼び加圧能力が 980 k N 以上		
	鍛造機	落下部分の重量が 1 t 以上のハンマー		

※2 資格の取得について

公害防止管理者等は、以下の①、②により、資格が取得できます。

- ①公害防止管理者等国家試験（例年7月頃に申込受付、10月頃に実施）に合格
- ②公害防止管理者等資格認定講習（受講資格として経験年数等が必要、例年10月頃～3月頃に各資格区分ごとに申込受付・実施）を修了

【試験・講習に関しては、下記URLから確認してください】

（一社）産業環境管理協会ホームページ <http://www.jemai.or.jp/>

Ⅱ届出について

1 届出方法

特定事業者は、公害防止統括者（その代理者を含む）、公害防止管理者（その代理者を含む）を選任（解任等も含む）した日から30日以内に届け出る義務があります。届出は、所定の用紙に記入し、必要な書類（資格を有する者である旨を証する書類）を添付して2部（正本、届出者用控）作成し、提出期限までに佐賀市環境保全課に提出してください。

2 届出の種類と内容

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠条項	提出書類	届出の時期
<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止統括者を選任/解任したとき ・公害防止統括者が死亡したとき 	公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡、解任届	法3-3	様式第1	当該事項（※1）から30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止管理者を選任/解任したとき ・公害防止管理者が死亡したとき 	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡、解任届	法4-3	様式第2 （選任時のみ） ・法7-1-1の資格を有するものである旨を証する書類（※2） ・別紙（施設の種類等）（兼務の場合のみ） ・兼務の基準を満たしていることを証する書面（※3）	当該事項から30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止統括者の代理者を選任/解任したとき ・公害防止統括者の代理者が死亡したとき 	公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡、解任届	法6-2	様式第1	当該事項から30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止管理者の代理者を選任/解任したとき ・公害防止管理者の代理者が死亡したとき 	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡、解任届	法6-2	様式第2 （選任時のみ） 法7-1-1の資格を有するものである旨を証する書類	当該事項から30日以内
特定事業者について相続又は合併があり、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人がその地位を承継したとき	承継届	法6の2-2	様式第3の2 （以下のいずれかを添付※4） ①相続同意証明書（様式第3の3）及び戸籍抄本 ②相続証明書（様式第3の4）及び戸籍抄本 ③法人の登記簿謄本	

※1 選任（解任）すべき事由が発生した日

- ①死亡、退職、人事異動等により選任されている者が公害防止管理者等でなくなった日
- ②法第10条に基づく市長の解任命令により公害防止管理者等が解任された日
- ③特定工場が設置された日
- ④既設の工場が新たに対象施設の設置、特定工場の範囲の拡大、指定地域の拡大等により特定工場となった日
- ⑤施設の廃止により特定工場でなくなった日
(例えば、水質汚濁防止法の廃止届と合わせて提出してもらうとよい)

※2 公害防止管理者の資格を有する者であることを証する書類（下記のいずれか）

- ①国家試験合格証書の写し
- ②資格認定講習終了証書の写し

※3 兼務の基準を満たしていることを証する書面の例

- ①兼務規定
- ②兼務公害防止管理者の業務範囲等に関する説明書

※4 承継届の添付書類

- ①特定事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたもの（個人事業者）⇒相続同意証明書（様式第3の3）＋戸籍抄本
- ②①以外の相続人（個人事業者）⇒相続証明書（様式第3の4）＋戸籍抄本
- ③特定事業者の地位を承継した法人⇒法人の登記簿謄本